

ホテルザンハトヤ 宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款のさだめるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他当館が必要と認める事項

1 宿泊の申し込みをした者は、当ホテルが宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても直ちに提出するものとします。

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものと処理します。

3 当ホテル（館）は、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

1 当ホテル（館）が、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申し込みをされ、当ホテルが承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内の無い限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただきます、速やかにその旨の通知を申し上げます。

2 第1項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残高があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までに支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限りです。

5 当ホテル（館）が、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申し込みをされ、当ホテルが承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただきます、速やかにその旨の通知を申し上げます。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じない場合があります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由があるとき。
- (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、暴行、脅迫、恐喝等のほか、暴力的要求行為、その他威圧的な不当要求行為をしたとき、並びにする恐れがあると認められるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、喧騒な行為の他、危険、不安等感じさせるなど、宿泊又は他のお客様に迷惑を及ぼす言動をしたとき、並びにする恐れがあると認められるとき。
- (8) かつて当館において、本条(4)(5)(6)及び(7)の各号のいずれかに該当する行為をしたことがあるとき。
- (9) 宿泊しようとする者が、指定暴力団、指定暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」平成4年3月1日施行）、指定暴力団関係団体又はその関係者であるとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、指定暴力団員が役員に就任し、又はその事業活動を支配している法人その他の団体の役員であるとき。
- (11) 宿泊しようとする者が、反社会的団体、その構成員又はその他の反社会的勢力であるとき。
- (12) 宿泊しようとする者が、伝染性の疾患にかかっていると明らかに認められるとき。
- (13) 宿泊しようとする者が、心神耗弱、薬物類及び飲酒等による自己喪失等、本人との安全確保が困難であるとき。
- (14) 挙動不審と認められる者であるとき、その他の宿泊拒否に正当な事由があるとき。
- (15) 静岡県旅館業法施行条例5条の規定する場合に該当するとき。
- (16) 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。
- (17) 宿泊しようとする者が、当ホテル（館）内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当ホテル（館）内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当館は、宿泊客が宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第2に掲げるところにより、取消料を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合であって、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの取消料支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限りです。

3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条 当館は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、宿泊契約を解除する事があります。

- (1) 宿泊前、宿泊中を問わず、宿泊約款第5条規定するもの内、(3) (4) (5) (5)-2 (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (14) 及び(15)の各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 寝室での寝タバコ、消防用設備等に対する損壊や悪戯をしたとき、その他当館が定める利用規則の禁止事項（但し、火災予防上必要なものに限る。）のいずれかに該当するとき。
- (3) 宿泊の申し込みをした者が、第2条に基づく当ホテル（館）の依頼に対し、直ちに応じなかったとき。
- (4) 宿泊客が、当ホテル（館）内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当ホテル（館）内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合には、その解除事由が前項(3)、(15)によるときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。その余の解除事由によるときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービスなどの料金も、違約料としてお支払いいただきます。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の氏名・年令・性別・住所及び職業。
- (2) 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日。
- (3) 出発日及び出発予定時刻。
- (4) その他当館が必要と認める事項。

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料相当額の 30%
- (2) 超過6時間までは、室料相当額の 50%

- (3) 超過6時間以上は、室料相当額の 100%
 3 前項の室料相当額は基本宿泊料の70%とします。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に提示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の提示、客室内のサービスディレクター等にて御案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間：
 イ 門限 時 分
 ロ フロントサービス 午前8時00分～午後9時
- (2) 飲食等(施設)サービス：
 カフェテラスエメラルド 午前9時00分～午後5時
 ナイトラウンジエメラルド 午後8時00分～午後11時30分

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けません。

(当館(ホテル)の責任)

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それらが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供出来ないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取り扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館は10万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2 宿泊客が、当館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、10万円を限度として当館はその損害を賠償します。
- 3 当ホテル(館)は10万円以上の現金又は時価10万円相当以上の物品はお預かり出来ません。
- 4 当ホテル(館)は第1項及び第2項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。

- (1) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、光ディスク等情報機器(コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。)

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解した時に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客に対し、その損害を賠償していただきます。

- 2 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたらと認識したときは、当ホテル(館)において速やかにその旨を当ホテル(館)に申し出なければなりません。

(管轄裁判所と準拠法)

第19条 当ホテル(館)と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当ホテル(館)の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

別表第1 宿泊料金の算定方法(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料+朝・夕食料)
	追加料金	② 追加飲食(朝・夕食以外の飲食料)及びその他の利用料金
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税

- 備考1. 基本宿泊料はフロントに提示する料金表によります。
 2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供する小学生は大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供する4才以上小学生未満の幼児は大人料金の50%、寝具及び食事を提供しない3才以下の乳児については30%をいただきます。

宿泊約款別表第2 違約金(第6条第2項関係)

	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	30日前
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%							
15名～30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%						
31名～100名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	10%	10%		
101名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%

- (注)1. %は、宿泊料金に対する違約金の比率です。
 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
 3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込をお引受けした場合にはそのお引受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。